

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年1月24日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が無効であると主張している。

通院費合計1,920円を直ちに銀行振込で支給せよ。

本件処分は日本国憲法25条、98条1項、法1条、2条、3条、8条1項、2項、15条1項6号、地方自治法30条、32条及び33条に違反しており、無効である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 月 28 日	諮問
令和 7 年 3 月 18 日	審議（第98回第2部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 保護の補足性及び保護の種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、同項 4 号は、保護の種類として「医療扶助」を掲げ、法 15 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（6 号）等を規定し、保護基準別表第 4・医療扶助基準 4 は、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」としている。

(2) 医療扶助費

ア 医療扶助

法による医療扶助のための医療を担当させる機関は、厚生労働大臣が指定し（法 49 条）、指定を受けた医療機関（指定医療機関）の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとされている（法 52 条 1 項）。

イ 医療移送費

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、（中略）給付を行うものとする。また、給付

については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（医療要領第3・9・(1)）とし、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（同・(2)・ア）等としている。

(3) 申請による保護の開始・変更

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

これらの規定は、同条9項により、要保護者等からの保護の変更の申請について準用される。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件処分は、本件申請による通院移送費について、通院費が支給要件に該当しないことを理由として却下したものであり、本件申請の際、申請書に添付された通院・通所確認票によれば、令和3年8月2日及び同月10日に請求人は本件医療機関まで赴いたものの、本件医療機関による治療は行われなかつたことが認められる。

医療移送費は、受診に係る交通費が必要な場合に、個別にその内容を審査して給付を行うものであるから（1・(2)・イ）、本件医療機関に係る通院移送費は、支給要件に該当しない。

したがって、本件申請による通院移送費について支給要件に該当しないため却下した本件処分は、上記1の法令等の定めに則ったものであると認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分は日本国憲法25条等に違反しており、無効である旨を主張する。

しかし、本件処分が上記1の法令等の定めに則って行われたと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己